

㊟議会の議決前であるため取扱いに御注意ください。

国民健康保険税率等の改定について

1 改定理由

国民健康保険財政の健全な運営及び国民健康保険税の負担の適正化を図るため、県の示す標準保険料率等の算定を踏まえた課税額の改定等を行うもの。

2 令和 8 年度の国民健康保険税について（改定内容：裏面のとおり）

(1) 所得割率及び均等割額

令和 4 年度から愛知県から提示された標準保険料率に準拠しており、令和 8 年度も標準保険料率に準拠するもの。

(2) 課税限度額

地方税法等が令和 8 年 3 月末頃に改正される見込みのため、課税限度額については、現行の限度額 1 0 9 万円から 1 1 3 万円に引き上げ予定。

(3) 子ども・子育て支援納付金

国の少子化対策の一環として、令和 8 年度より子ども・子育て支援納付金の課税を行うもの。愛知県から提示された標準保険料率に準拠するもの。

3 今後の予定

令和 8 年 3 月 3 月議会で条例改正を提案

令和 8 年 4 月～5 月 広報、ホームページ等により周知

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

（令和 8 年度国民健康保険税納税通知書は 7 月 1 日に賦課決定し、7 月中旬発送予定）

令和8年度改定内容

区 分	税率等	現行税率等 (7年度) (A)	改定案 (8年度) (B)	現行税率と 等差の額 (B-A)	(参考) 令和8年度 標準保険料率・ 法定限度額
医療給付費	限度額	66万円	67万円	1万円	※67万円
	所得割率	7.98%	8.09%	0.11ポイント	8.09%
	均等割額	46,800円	48,400円	1,600円	48,354円
後期高齢者 支援金等	限度額	26万円	26万円	-	26万円
	所得割率	3.34%	3.23%	△0.11ポイント	3.23%
	均等割額	11,100円	11,200円	100円	11,178円
介護納付金 (40歳～64歳)	限度額	17万円	17万円	-	17万円
	所得割率	2.67%	2.65%	△0.02ポイント	2.65%
	均等割額	13,300円	13,400円	100円	13,370円
子ども・子育て 支援納付金	限度額	-	3万円	3万円	※3万円
	所得割率	-	0.28%	0.28%	0.28%
	均等割額	-	1,700円	1,700円	1,717円
	18歳以上均等割額	-	100円	100円	105円
限度額合計		109万円	113万円	4万円	113万円

※令和8年度医療給付費及び子ども・子育て支援納付金の法定限度額については、地方税法等の一部改正が行われた場合の値です。

※均等割額については、県の示す標準保険料率から100円未満を四捨五入します。